

人口問題研究資料 七
昭和十七年四月十五日



家族數と間接税(消費税)負擔との關係

厚生省人口問題研究所

家族数と間接税（消費税）負担との関係

(一) 消費税ノ種類ノ税率

間接税即ち一般に云はる、消費税と、直接税との區別は、租税学上議論の存する所であるが、便宜上茲に大蔵省の採用する現行間接税を列挙して見ると次の如くである（間接国税犯則者処分法施行規則第一条）

- 一 酒造税
- 二 酒精及酒精含有飲料税
- 三 出港税
- 四 麥酒税
- 五 清凉飲料税
- 六 砂糖消費税
- 七 織物消費税
- 八 揮発油税
- 九 取引税

十 印紙税

十一 骨牌税

十二 物品特別税

十三 物品税

十四 遊興飲食税

十五 酒税

以上は昭和十五年四月の現行であるが、之等の内には概念上消費税以外と認めらるゝものや、又経過的な特別税が入つて居り、現在既に廃止されたり、他に輸入されたりしものもあり、更には實際上税収入の皆無なものもある。今此の内純消費税と認められ、且つ比較的重要なものにつき、税目及税率を列挙すれば次の如くである。

酒類	品目	税目	単位	税率(率)	備考

酒	果	麥	燒	味	濁	合	清
酒	實					成	酒
酒	酒	酒	酎	淋	酒	酒	及
庫	造	庫	庫	造	庫	造	白
出	石	出	出	石	出	石	酒
稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一
							石
							二
							竹
三	五	二	五	四	二	四	四
〇	〇	〇	五	八	五	八	五
四	四	四	四	四	四	四	四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八			七				七
〇			〇				〇
四			四				四

五九四三〇
 七三〇四（但シ甲種ノミヲ例示ス）

清凉飲料類		清凉飲料稅	
(一) ラム木 (燻諾)	"	一石二付	八円五〇
(二) 其他 (")	"	"	二〇円
(三) 燻諾以外ノモノ	"	一石二付	六円
砂糖類	砂糖消費稅		
砂糖第一種 甲	"	百斤二付	三円五〇
乙	"	"	五円八〇
第二種 甲	"	"	大円三〇
乙	"	"	一〇円
第三種	"	"	一〇円五〇
糖 蜜	"	"	氷砂糖、角砂糖等
第一種 氷砂糖	"	"	六円五〇
第二種 其他糖蜜	"	"	三円五〇
糖 水	"	"	八円五〇

分密セサル砂糖中黒糖及白下糖

同ジク白糖

同ジク其他ノ砂糖

織物	揮舞油	骨牌	麻雀	其他	物品	第一種	第二種	第三種
織物消費稅	揮舞油稅	骨牌稅	雀	他	物品稅	甲	甲	乙
價格ノ	一キロリットル	一組	一組	一組	價格ノ	乙	甲	乙
一割	三四、三五	五、四	七〇、七	七〇、七	一割	一割	一割	一割
					貴寶石類	時計、文房具、家具、玩具等	寫真機、蓄音機等	ラカ才、扇風機等
							マツキ	銘、葡萄酒及麥芽糖

(二) 消費税の国税中に占むる地位と一人当消費税負担額

以上に列挙した消費税目中

酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、

の四種は古くからの租税であり

揮発油税、通行税、入場税、物品税、遊興飲食税、

の五種は近時の創設に原つてゐる

今此の九種の消費税、即ち比較的広義の消費税と、前記古くからの四種の消費税に物品税を加へに比較的狭義の、然し重要性に富む五種の消費税額の合計を年別に掲げ、併せてその全国税中に占むる百分率及一人当年税額を窺ふこととする。之に依れば消費税の全国税中に占むる比率は漸減してゐるが、一人当負担額は年々増加を示してゐる。

昭 和	總 稅 額	凡 種 稅 額	總 稅 額 に 對 す る 比 例	一 人 當 り 稅 額	五 種 稅 額	總 稅 額 に 對 す る 比 例	一 人 當 り 稅 額
五年	二,五〇八,〇三七,二一三 _円	三,三六〇,四六九,九二 _円	三九.七七%	五.二二 _円	三,三六〇,四六九,九二 _円	三九.七七%	五.二二 _円
大 年	一,九八九,三九四,六七三	三〇四,八五四,九五五	四〇.九九	四.六六	三〇四,八五四,九五五	四〇.九九	四.六六
七 年	一,四三九,九〇一,八一〇	二,八四二,〇三三,二九四	四〇.三五	四.二九	二,八四二,〇三三,二九四	四〇.三五	四.二九
八 年	一,〇五七,一一一,五〇九	三,一四一,五九二,九〇七	四一.七〇	四.六八	三,一四一,五九二,九〇七	四一.七〇	四.六八
九 年	九三七,〇〇五,五四三	三,三三三,四一一,三五四	三九.二五	三.一六	三,三三三,四一一,三五四	三九.二五	三.一六
十 年	八四九,六一二,八四七	三,三九二,七三三,八八六	三六.二一	四.九〇	三,三九二,七三三,八八六	三六.二一	四.九〇
十 一 年	七五四,三三八,三七八	三,五四二,二六,五七四	三三.五一	五.〇五	三,五四二,二六,五七四	三三.五一	五.〇五
十 二 年	七〇四,二九〇,八二六	三,九八六,六七四,二一三	二七.六八	五.六〇	三,九八六,六七四,二一三	二七.六八	五.六〇
十 三 年	七四三,九七六,七九八	五,六一七,五七,一一五	二八.二五	七.七七	五,六一七,五七,一一五	二八.二五	七.三五

十四年

八四四八六六八二四

六八六八七七八九九

二七三九

九四三

五九四九二〇九三六

二二七三

八一七

(三) 準消費税としての専賣益金と関税

以上の外名義上は消費税に属しないが、消費税に準ずべきものに、専賣益金と関税とがある。煙草、塩、樟腦、アルコールの四個の専賣品中、塩は從來實質供給主義であつたから、姑く措いても、他の三品の益金は實質上消費税と認められる。而して其賣渡高は昭和十四年には

煙草	四三一、二二七、五一〇円
塩	八五、七三一、八五六円
樟腦	八、二九四、一四六円
アルコール	四八、六一四、四三二円
合計	五七三、八六七、九四四円

に達するが、その夫々の益金額は判明しないから、此の内幾許が消費税に相當するかも不明である。然し從來の計算によれば、全体を併せて賣渡額の約六〇%が益金(昭和十二年は五七%)となつてゐるから、昭和十四年に就ては約三億四千四百三十二萬円が、消費税の性質を帯びてゐ

るものと看做される塩を除いて考ふれば益金率は約七三%となり、又之を國民一人に割當てると四円七二となる。

又関税額は昭和十四年に於て、一四八、七九五、五九一円であつて、其の一人當負担額は二円四錢である。

今此の専賣金及関税の一人當負担額を、前記九種の消費税額に追加すれば、昭和十四年の一人當年負担額は一六円九錢となり(甲案)、又五種の消費税額に加ふれば、同じく一四円九三錢となる(乙案)。

(四) 家族の大小による消費税負担額の変動

消費税の負担は勿論家族の頭数に正比例するものではなく、その多寡によつて差等が生ずるのである。如何にその負担額が開差を生じて行くか、之を適確に知ることは、固り困難であるが、試みにロリーターの生活費遞減の方式と、本研究所が内閣統計局の家計調査資料に基づき、副食物費、嗜好品費及被服費の三者に就き作成した遞減指數によつて、之を算出して見よう。尚ほ前者では無子夫婦の生活費を一〇〇とすれば、ハ子の夫婦の生活費は三二〇となるに對し、後者では僅かに一三五となるに過ぎない。斯かる大差を生ずる所以は、前者が子供數だけを問題として各人の所得額を問題としてみないのに對し、後者は大体接近した所得者（八〇円乃至一〇〇円）に就て、家族の多寡により負担額の増嵩度を調査したものである。

算出の結果は左の如くである。

(イ) ロリーターの指數に依る場合

(口)

當所作成の指數に依る場合

夫 婦 の み	一 子	二 子	三 子	四 子	五 子	六 子	七 子	八 子	
	一〇〇	一二四	一六一	一八六	二二三	二四七	二七一	二九六	三二〇
甲案(一人當一四九)	三二、四三八	四〇、一五	五二、一三	六〇、二三	七二、二一	七九、九八	八七、七五	九五、八四	一〇三、六二
乙案(一人當一四九三)	二九、八六	三七、〇三	四八、〇七	五五、五四	六六、五九	七三、七五	九〇、九二	八八、三九	九五、五五

	指 數	甲 案	乙 案
<p>夫 婦 の み</p> <p>一 子 二 子 三 子 四 子 五 子 大 子 七 子 八 子</p>	<p>一 〇 〇 一 〇 五 一 〇 九 一 一 三 一 一 八 一 二 二 一 二 七 一 三 一 一 三 五</p>	<p>三 二 〇 〇 三 四 〇 〇 三 五 二 九 三 六 五 九 三 八 二 一 三 九 五 〇 四 一 一 二 四 二 四 二 四 三 七 一</p>	<p>二 九 四 八 大 三 一 三 五 三 二 五 五 三 三 七 四 三 五 二 三 三 六 四 三 三 七 九 二 三 九 一 二 四 〇 三 一</p>

次に消費税中、子女の養育に關係するものだけに就てみればどうであらうか、勿論前記消費税や関税の中、子女の養育に必要とせらるる、物品に對する税額を完全に拆出することは、不可能である。仍て茲では便宜上前記乙案中より、子女の養育と全く關係のない酒税及專賣益金、並に分拆の著しく困難な関税を控除したる清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税及物品税の四種(丙案)のみに就て、同様家族の大小に依る負担額の変動を算出するに止むることとする。

丙 案(一人當 四、四五〇)

ロントリーの係數

盧所作成の係數

夫婦のみ

九、四〇〇

九、四〇〇

一子

一、一、一六

九、四五

二子

一、四、四九

九、八一

三子

一、六、七四

一〇、一七

四子

二〇、〇七

一〇、六二

五子
大子
七子
八子

二二、二三
二四、三九
二六、六四
二八、八〇

一〇、九八
一一、四三
一一、七九
一二、一五

(以上)

附錄(一) 昭和十四年租稅額

國稅總額	昭和十四年租稅額	百分比
所得稅	二、五〇八、〇三七、二一三	一〇〇、〇〇〇
地租	八九二、七〇四、七三七	三五、五九
營業收益稅	四八、七一八、七七一	一、九四
資本利子稅	一、二六、六一七、〇八九	五、〇五
法人資本稅	四〇、二五九、二三四	一、六一
相續稅	二七、八〇七、二八二	一、一一
鈹業稅	六一、八八二、八一大	二、四七
外貨債特別稅	一二、七八二、七六四	〇、五一
酒稅	二、八八四、三四五	〇、一一
清涼飲料稅	二、六六、八三六、三八三	一〇、六四
砂糖消費稅	八、〇一八、一二一	〇、三二
織物消費稅	一、三六、一二一、八七〇	五、四三
	五八、〇六五、五四〇	二、三二

揮發油稅	一〇、四三一、九一八	〇、四一
取引所稅	二七、八七一、六七一	一、一一一
有價証券移轉稅	四、三一、六三五	〇、一七
營業稅	三、七三九	〇、〇〇
兌換銀行券發行稅	一、一五四、一五五	〇、〇五
臨時利得稅	三七四、二一五、一大九	一四、九二
利益配當稅	四五、六五八、一七六	一、八二
公債及社債利子稅	一、七八〇、九二五	〇、〇七
通行稅	一、四七五、四七七	〇、四六
入場稅	一二、三〇七、四九〇	〇、四九
特別入場稅	六九、二八五	〇、〇〇
物品稅	一二五、八七九、〇二二	五、〇二
建築稅	一、一二六、五七六	〇、〇四
遊興飲食稅	五七、七四二、〇七八	二、三〇

噸 関

税 税

一四八、七九五、五九一
二、五一五、三五四

五、九三
〇、一〇

附錄(二) 一人當稅額累年表

種別	昭和十四年	十三年	十二年	十年	十年	九年	八年	七年	六年	五年
國稅總額	三四、四二	二七、五四	二〇、二一	一五、〇五	一三、五三	八、〇六	一一、三三	一〇、六二	一一、三八	一三、一一
所得稅	二二、二五	一〇、一八	六、七七	三、九七	三、三三	一、八七	六、四一	二、一〇	二、二六	三、一八
地租	六七	七一	八二	八四	八四	五五	八七	八九	九八	一〇六
營業收益稅	一、七四	一、四六	一、二九	一、〇五	八四	四七	六一	五五	六〇	八六
資本利子稅	五五	四六	三八	三一	二二	一四	三二	三二	三三	三四
法人資本稅	三八	三一	三一	一	一	一	一	一	一	一
相續稅	八五	六三	五一	四六	五〇	二七	三九	四七	四八	五三
鉅業稅	一八	一五	一一	〇八	〇七	〇四	〇六	〇五	〇六	〇九
外貨債特別稅	〇四	〇四	〇四	一	一	一	一	一	一	一
酒稅	三、六六	三、八六	三、四〇	三、一四	三、〇三	二、〇八	三、一一	二、七〇	二、九一	三、四二
清涼飲料稅	一一	〇七	〇七	〇六	〇五	〇三	〇五	〇五	〇五	〇六
砂糖消費稅	一、八七	二、〇二	一、三四	一、二四	一、二三	一、七一	一、〇八	一、一〇	一、一八	一、二一

遊 興 飲 食 稅	關 稅	噸 稅
、七九	二、〇四	、〇三
、	二、三一	、〇四
、	三、六〇	、〇四
、	三、四九	、〇四
、	三、一九	、〇四
、	一、三八	、〇二
、	一、七〇	、〇三
、	一、五九	、〇三
、	一、七五	、〇三
、	一、六四	、〇四

